

令和2年(ワ)第24587号 国家賠償法1条1項に基づく国家賠償請求事件

原告 伊藤時男

被告 国

答 弁 書

令和3年2月22日

東京地方裁判所民事第12部合議B係 御中

被告指定代理人

〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号

九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部(送達場所 別紙のとおり)

部 付 清 平 昌

法 務 事 務 官 原 田 あか

〒100-8916 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

中央合同庁舎第5号館

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課

厚生労働技官 佐々木 孝

厚生労働事務官 奥 山 晃

厚生労働技官 友 利 久

厚生労働事務官	月 村 洋
厚生労働事務官	大 野 真
厚生労働事務官	三月田
厚生労働技官	三 好 智
厚生労働事務官	宮 本 正



第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- 3 仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、
 - (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
 - (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とするこ
ととの判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否及び被告の主張

追って準備書面で明らかにする。

以 上